

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名		神奈川県建築基準条例			
条 例 番 号		昭和35年神奈川県条例第28号	法規集	第12編第6章	
所 管 室 課		県土整備局建築住宅部建築指導課			
条 例 の 概 要		建築基準法に基づき、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、建築基準法に基づき、災害危険区域等を指定しているほか、同法の委任により、建築物の敷地、構造等に係る安全上、防火上及び衛生上必要な制限を付加することから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、建築物の安全確保等を図るために有効であるが、近年の法令改正により防火避難規定の合理化の措置が図られたことなどを踏まえ、本条例の規制対象の建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、規制の緩和等を検討する必要がある。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、災害危険区域等の指定や、建築物の敷地、構造等に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限を規定しているが、その内容は目的を達成するために効率的なものとなっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、建築物等の安全性の確保に資するものであり、「かながわランドデザイン」の基本構想の政策分野の「(7)県土・まちづくり」の美しく住みやすい住まい・まちづくりに寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、建築基準法の規定に基づく条例であり、その規定の範囲内であるとともに、他の自治体が制定する類似の条例について、違憲あるいは違法とする判決が出されていないことから、憲法、法令に抵触するものではない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等	
				法令改正により防火避難規定の合理化等の措置が図られたことなど踏まえ、本条例の規制対象の建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、規制の緩和等を検討する必要がある。	